

秩父別町農業委員会総会議事録（第2回）			
開催年月日	令和3年3月30日		
開催場所	秩父別町役場農業委員会室		
開催時刻	16時05分		
出席委員	1番 中村純一 君 2番 栴澤雄大 君 3番 河瀬 晋 君 4番 山崎拓士 君 5番 高橋裕治 君	6番 植田孝典 君 7番 佐崎雅俊 君 8番 佐藤直行 君 9番 多田由紀博君 10番 山田賢吾 君	11番 岡田存広 君 12番 吉田光博 君
欠席委員			
説明のため出席した者			
職務のため出席した者	事務局長 北垣 慎二 主 査 藤澤 詩織		
議事日程	1 議事録署名委員の指名 2 諸般の報告 農業委員会業務報告 3 報告第1号 相続届出について 4 議案第7号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 5 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権設定）について 6 議案第9号 農地所有適格法人の要件確認について 7 議案第10号 秩父別町農業委員会事務局規則の一部改正について		

北垣局長	ただいまより令和3年第3回農業委員会総会を開催します。(16:05開会)
吉田会長	それでは、議事日程に従いまして議事を進めます。 日程第1 秩父別町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名をいたします。6番植田委員、7番佐崎委員を指名いたします。 日程第2 諸般の報告、農業委員会業務報告につきましては議案の中で報告されておりますのでお目通し願います。 続きまして、日程第3 報告第1号 相続届出についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
北垣局長	議案3ページをお願いします。 報告第1号 相続届出について、農地法第3条の3第1項の規定により、次のとおり相続した旨の届出書を受理したので報告する。 本日付け会長からの提案でございます。 番号1 所在地番 字秩父別 2010-10 外 12 筆 現況地目 田 地積 113,369 m²、詳細については、協議会での説明のとおりでございます。 以上説明とさせていただきます。
吉田会長	皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですのでお諮りします。 報告第1号は報告済みとしてよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 報告第1号につきましては報告済といたします。 続きまして、日程第4 議案第7号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
北垣局長	議案書4ページをご覧ください。 議案第7号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父別町から決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。 本日付け会長からの提案でございます。 番号1 対象農地は字中山 2112-12 公簿現況ともに畑 地籍 44,625 m² 期間は3年 賃借料は80,000円です。 番号2 対象農地は字中山 2120-19、2120-20 公簿現況ともに畑 地籍 21,680 m² 期間は4年1ヶ月 賃借料は43,000円です。 番号3 対象農地は字中山 2120-8 公簿現況ともに畑 地籍 43,640 m² 期間は5年 賃借料は60,000円です。 番号4 対象農地は字中山 4196-1 4201-1 4201-2 公簿現況ともに畑 地籍 75,825 m² 期間は5年 賃借料は120,000円です。

吉田会長	次のページをお願いします。 番号5 対象農地は字秩父別 2099-2 公簿現況ともに畑 地籍 925 m² 期間は10年 賃借料は無償です。 以上の5件でいったん区切らせていただきたいと思います。 番号1から5における設定を受ける者は、協議会での説明のとおりでございます。また、いずれの案件も期間満了による更新でございます。 以上、ご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。 皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第7号の番号1から5について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第7号番号1から5については、原案どおり決定いたします。 次の案件については、●●委員が当時者ですので退席いただきます。 (●●委員退席) 事務局の説明を求めます。
北垣局長	議案第7号 番号6 対象農地は字秩父別 2083-27 2083-31 ひとつ飛ばして2105-2は、公簿現況ともに田で地籍が61,970 m² 2083-34は公簿現況ともに畑で地籍1,842 m² 計63,812 m² 期間は10年 賃借料は無償でございます。 設定を受ける者は、協議会での説明のとおりであり、期間満了に伴う更新の案件でございます。 以上、説明といたします。ご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。
吉田会長	皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第7号番号6について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第7号番号6については、原案どおり決定いたします。 (●●委員 戻る) 続きまして、日程第5 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
北垣局長	議案6ページをご覧ください。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請(使用貸借権設定)について、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定につき、次のとお

	り許可申請があったのでその可否につき審議する。 本日付け会長からの提案でございます。 番号 6 対象農地は字秩父別 2107-25 2110-3 2110-4 2110-5 2110-6 2110-7 2110-13 2110-69 2110-70 2110-71 2110-72 で公簿現況ともに田が地積 13,150.31 m² 畑が 1,604 m² 計 14,754.31 m²で、詳細は、協議会での説明のとおりで、期間満了による更新の案件でございます。 以上説明いたします。 ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。
吉田会長	皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 8 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 8 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 6 議案第 9 号 農地所有適格法人の要件確認についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
北垣局長	議案 7 ページをお願いします。 議案第 9 号 農地所有適格法人の要件確認について 農地法第 6 条第 1 項の規定により、次の農地所有適格法人から報告書の提出があったので、法人要件の適否につき審議する。 本日付け会長からの提案でございます。 報告書提出法人は、18 法人で総会の前段に皆さまに内容確認をいただいております。 以上説明いたします。 ご審議のうえ、決定いただきますようお願いいたします。
吉田会長	皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 9 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 9 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 7 議案第 10 号 秩父別町農業委員会事務局規則の一部改正についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
北垣局長	議案は見開き 8 ページ、9 ページをお願いします。 議案第 10 号 秩父別町農業委員会事務局規則の一部改正について

吉田会長	秩父別町農業委員会事務局規則の一部を改正する規則を別紙のとおり設定する。 本日付け会長からの提案でございます。 9 ページ、新旧対象表でございます。 第 3 条及び別記（第 4 条関係）のところのアンダーライン部分の修正であり、その内容は、備考欄にありますとおり、グループ制の見直しによります役職定義の変更、文言の整理でございます。 以上、説明いたします。 ご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。 皆さんからの質問・意見を伺います。（委員からなしの声） 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 10 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。（委員から異議なしの声） 賛成の方は、挙手願います。（全委員 挙手する） 議案第 10 号は、原案どおり決定いたします。 以上をもちまして、令和 3 年第 3 回農業委員会総会の全日程を終了いたします。（16：45 閉会） 上記のとおり相違ないことを認め署名する。 議 長 <u>吉 田 光 博</u> 6 番 <u>植 田 孝 典</u> 7 番 <u>佐 崎 雅 俊</u>
------	--